

昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行規則

三十一号)第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法を実施するため、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)第一条の三第一項第三号及び第五号、第四条第二号並びに第十条第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則を次のように定める。

(法第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者)

第一条 沖縄振興開発金融公庫法(以下「法」という。)第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

一 農業  
二 林業  
三 漁業  
四 不動産業(住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。)

(法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関)

第一条の二 法第二十条第一項の主務省令で定める金融機関は、次項に定める場合を除き、次に掲げるものとする。

一 銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。第

一 条の四において同じ。)長期信用銀行(長

期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。

第一条の四において同じ。)、信用金庫及び労働金庫

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事

業を併せ行う農業協同組合又は同項第十号の

事業を行なう全国の区域を地区とする農業協

同連合会、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並

いに農林中央金庫

三 株式会社商工組合中央金庫

四 保険会社

イ 農林漁業者(沖縄振興開発金融公庫法施行令(以下「令」という。)第二条第一号及び第二号に掲げる者をいう。)又は中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。)

の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

イ 令第三号に規定する貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)であること。

一 保証人	ト 担保	ト 債還期限	ト 債券の発行者	ト 社債の取得により供給する資金の用途
二 貸付金の使途	ト 保証人	ト 債券の取得の限度額	ト 社債の発行者	ト の取得に必要な事項
三 利率	ト 貸付金の相手方	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の限度額	ト の保証に關する事項
四 本利子償還期間	ト 貸付金の相手方	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項
五 貸付金額の限度額	ト 貸付金の相手方	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項
六 担保	ト 保証人	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項
七 出資の方法	ト 保証人	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項
八 出資の限度額	ト 保証人	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項
九 指定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第七十六条第一項第一項第一項(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第九十二条第一項)による勧告(当該住宅家屋の除却を実施すべき旨のものに限る。)を受けたとき。	ト 保証人	ト 債券の譲受けに關する事項	ト 社債の取得の方法	ト 同じ。の取得に關する事項

一 令第一項第五号ホに規定する主務省令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫とする。	二 令第一項第五号ホに規定する主務省令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫とする。
九 その他の業務に關する事項	九 その他の業務に關する事項
イ 令第一項第二項の主務省令で定める金融機関	イ 令第一項第二項の主務省令で定める金融機関
二 受託業務に關する費用	二 受託業務に關する費用
三 その他に規定する事項	三 その他に規定する事項
四 委託手数料	四 委託手数料

一 令第一項第五号ホに規定する主務省令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫とする。	二 令第一項第五号ホに規定する主務省令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫とする。
九 その他の業務に關する事項	九 その他の業務に關する事項
イ 令第一項第二項の主務省令で定める金融機関	イ 令第一項第二項の主務省令で定める金融機関
二 受託業務に關する費用	二 受託業務に關する費用
三 その他に規定する事項	三 その他に規定する事項
四 委託手数料	四 委託手数料

れに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。

二 令第一条の三第三項第五号ホ（2）に掲げる場合 次に掲げるとき。

イ 住宅家屋について建築基準法第九条第一項の規定による移転の命令を受けたとき。

ロ 住宅家屋について前号ロ（1）又は（2）に掲げる法律の規定による効果（当該住宅家屋の移転を実施すべき旨のものに限る。）を受けたとき。

ハ 住宅家屋について移転する必要があり、かつ、当該住宅家屋の敷地の全部又は一部が前号ハ（1）又は（2）に掲げる区域に含まれるとき。

二 住宅家屋について移転する必要があり、かつ、当該住宅家屋について移転その他のこれに準ずる措置に要する費用の全部又は一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定したとき。

（令第一条の三第三項第七号に規定する耐火建築物等）

**第三条** 令第一条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める建築物は、次の各号に該当する建築物とする。

一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 前二号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあつては三分の一）以上であること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる要件に該当すること。

（令第四条第一号に規定する基準）

**第四条** 令第四条第二号に規定する主務省令で定める基準は、生活衛生関係営業者が営む当該営業に現に使用されている者であつて当該営業又

は当該営業と同一の業種に属する営業に通算して六年以上使用されているものであることとする。（住宅宅地債券積立者の募集及び選定）

（住宅宅地債券積立者の募集及び選定）

（1） 敷地面積が五百平方メートル以上であること。

（2） その敷地内に次に掲げる要件に該当する空地又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める空地を有すること。

（i） 建築基準法第五十三条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（以下「建ぺい率限度」という。）が定められている場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該建ぺい率限度を減じた数値に十分の二を加えた数値以上であること。

（ii） 建ぺい率限度が定められない場合にあつては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であること。

（iii） 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一緒に建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。

ハ 施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、敷地面積が三百平方メートル以上であること。

（令第四条第一号に規定する基準）

（2） 前項の募集に当たつては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。

（i） 積立者が引き受けることとなる沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）の申込みの期日

（ii） 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

（iii） 区分所有者団体引受住宅宅地債券（住宅宅地債券第一条第二項に規定する区分所有者団体引受住宅宅地債券をいう。以下同じ。）以外の住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合、積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅宅地債券の募集の広告の日から最終払込みの日までの期間をいう。以下この号において同じ。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。

（iv） 前項の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（v） 積立者が引き受けることとなる沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券に係る積立者の募集にあつては、公庫が必要としようとするときは、募集の方法によつてしまはなければならない。

（vi） 前項の募集に当たつては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。

（vii） 積立者が引き受けることとなる沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）の申込みの期日

（viii） 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

（ix） 区分所有者団体引受住宅宅地債券（住宅宅地債券第一条第二項に規定する区分所有者団体引受住宅宅地債券をいう。以下同じ。）以外の住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合、積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅宅地債券の募集の広告の日における割引率、額面金額の予定額及び払込みの概算額（当該募集の広告の日ににおける割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。）

（x） 区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合、積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての利率（積立期間内に金融情勢の変化による利率の変更があるものとして募集する場合は、当該募集の広告の日における割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。

（xi） 公庫は、前項の規定により積立者を選定したときは、積立者に第五条第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

（xii） 公庫は、積立者の住所又は氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所若しくは名称又は管理者若しくは理事の住所若しくは氏名）に変更があつたときは、公庫の定めるところにより、その者に届け出させることとする。

（xiii） 公庫は、積立者が手帳を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公庫の定めるとこ

（5） 積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の利息の支払の方法及び期限（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者の募集にあつては、当該募集に係る積立者の口数）

（6） 当該募集に係る積立者の数（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る積立者の募集にあつては、当該募集に係る積立者の口数）

（7） 前各号に掲げるもののほか、公庫が必要と認めること

（8） 次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（i） 前項第一号の期日 次条の規定による積立者の選定の日から適当な期間をおいて、その者の第一回の申込みの期日を定め、当該期日から、おおむね等しい期間をおいて、原則として毎年二回（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、毎年一回）となるよう定期的に定めること。

（ii） 前項第二号の払込額 各回おおむね均等額となり、かつ、その合計額がおおむね二百二十万円から六百六十万円まで（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、五百百万円）となるよう定期的に定めること。

（iii） 前項第六号の規定する当該募集に係る積立者の数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により積立者を選定しなければならない。

（iv） 公庫は、前条第一項の募集に応じた者の数（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る募集の場合にあつては、募集に応じた者が希望する積立ての口数の合計）が同条第二項第六号に規定する当該募集に係る積立者の数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により積立者を選定しなければならない。

（v） 公庫は、前条第一項の規定により積立者を選定したときは、積立者に第五条第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

（vi） 公庫は、積立者の住所又は氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所若しくは名称又は管理者若しくは理事の住所若しくは氏名）に変更があつたときは、公庫の定めるところにより、その者に届け出させることとする。

（vii） 公庫は、積立者が手帳を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公庫の定めるとこ





この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年六月五日内閣府・財務省令第四号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年四月一日内閣府・財務省令第二号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二三年八月三〇日内閣府・財務省令第二号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二五年九月二〇日内閣府・財務省令第二号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二六年一月二四日内閣府・財務省令第五号）  
この命令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

**附 則**（平成二六年一二月二四日内閣府・財務省令第六号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年一〇月一日内閣府・財務省令第四号）  
この命令は、令和二年十月一日から施行する。

**附 則**（令和四年三月三一日内閣府・財務省令第一号）  
（施行期日）

**第一条** この命令は、令和四年四月一日から施行する。  
(沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の廃止)

**第二条** 沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令（昭和四十八年総理府・大蔵省令第二号）は、廃止する。